



税金あれこれ(61) 平成 31 年度税制改正大綱①

平成 31 年度税制改正大綱が 12 月 14 日に決定されました。

その中でも消費税率 10%への引上げを平成 31 年 10 月に確実に実施することが明記され、消費税引上げに伴う対策として、住宅に対する税制上の支援策が講じられました。

つまり、住宅に係る需要変動の平準化のため、個人が、消費税率 10%が適用される住宅取得等をして、平成 31 年 10 月 1 日から平成 32 年 12 月 31 日までの間に居住の用に供した場合に、住宅ローン控除の控除期間が従来の 10 年より 3 年延長することになります。

但し、適用年の 11 年目から 13 年目までの各年の控除額については、以下のいずれか少ない金額となります。

- ① 住宅借入金等の年末残高 (4,000 万円を限度) × 1%
- ② [住宅の取得等の対価の額又は費用の額—当該住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等](4,000 万円を限度) × 2% ÷ 3

また、所得税から控除しきれない額は、現行制度と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税から控除されます。

高税理士事務所 崔 正博

燃料カードの価格表【2019年1月分】

AMSカード ※共通利用可能

油種	ENEOS・Shell・COSMO
レギュラー	136円
ハイオク	146円
軽油	117円

【価格は税抜】

ENEOSビジネスカード

油種	ENEOS
レギュラー	138円
ハイオク	148円
軽油	116円

【価格は税抜】

全国共通・燃料カード ※カードはメーカーごとに発行

油種	出光・ENEOS・COSMO	宇佐美	鈴与 (ENEOS ウイング)
レギュラー	127.9~129.9円	127.9~129.9円	129.0~131.0円
ハイオク	137.9~139.9円	137.9~139.9円	139.0~141.0円
軽油	110.2~112.2円	110.2~112.2円	109.5~111.5円

【価格は税抜】